

地方分権改革に基づく都道府県への認可権限移譲の要件について
(事務局案)

- 「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1 月 30 日閣議決定)において、以下の方針が決定されているところ。

4 p に掲げる事務・権限(厚生労働省の所管に係るものに限る。)について、

- ① 広域化等を促進する水道事業基盤強化計画(仮称)を策定した上で、
- ② 業務の監視体制を十分に整える都道府県であって、
- ③ 当該事務・権限の移譲を希望するものに対し、
- ④ 都道府県内で水利調整が完結する水道事業等(都道府県が経営主体であるものを除く。)を対象に移譲する。

なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業については、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合には移譲対象とする。

- 上記の①の「広域化等を促進する水道事業基盤強化計画(仮称)」の記載事項等の詳細については 2 p、②の「業務の監視体制を十分に整える」については 3 p のとおりとはどうか。

広域化等を推進する水道事業基盤強化計画（仮称）について

1) 計画には、以下の取組に関する事項を記載することとしてはどうか。

- ① 広域化等運営基盤の強化に向けた取組
- ② 老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進に向けた取組
- ③ 広域的な水質管理に向けた取組
- ④ ①～③の取組の実効性を確保するための取組

2) 上記記載事項の具体的な内容は次のとおりとしてはどうか。

① 広域化等運営基盤の強化に向けた取組

- ・ 広域化、官民連携、ダウンサイジング等の水道事業の運営基盤の強化に関する取組
- ・ 広域化については、広域化に向けた圏域の設定、目指す地域連携の内容、関係者による協議会の設置など水道事業者等の調整や助言等の取組、段階的な取組の目標年度を可能な限り示す。なお、都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業の権限移譲を申請する場合は、統合の目標年度を示すものとする。

② 老朽化施設の計画的な更新及び耐震化の促進に向けた取組

- ・ 都道府県内の基幹管路等の経年化や耐震性に関する情報
- ・ 水道施設の更新及び耐震性に関する目標の設定
- ・ アセットマネジメントの実施及びアセットマネジメントの結果を踏まえた更新及び耐震化計画の策定を促す取組

③ 広域的な水質管理に向けた取組

- ・ 都道府県内の水道事業者等の水質検査体制の確保に向けた取組
- ・ 都道府県も含めた広域的な水質監視体制の確保に向けた取組

④ 取組の実効性を確保するための取組

- ・ 担当者会議の開催等取組を推進するための取組
- ・ 都道府県の水道事業等へ対する指導・監督の取組

3) 計画に記載した事項については、国に対し定期的に取り組状況を報告することとしてはどうか。その頻度は1年に1回を基本としてはどうか。

4) 都道府県水道ビジョンに上記記載事項が網羅されている場合には、同ビジョンを水道事業基盤強化計画として扱える運用をしてはどうか。また、一部が記載されている場合

には、水道事業基盤強化計画において都道府県水道ビジョンを参照することを可能とする運用をしてはどうか。

業務の監視体制について

①専任職員が5名以上いること、②専任職員に水道技術管理者の資格を有する者を1名以上確保する等十分な体制が整っていることを要件としてはどうか。

(参考)

- ・ 専任職員数の全都道府県平均：4名（平成26年度末）
- ・ 水道事業の監督に関する基礎的な業務は、「水道事業の認可・指導監督」、「補助金・交付金執行事務」、「各種調査整理集計事務」、「衛生管理（水質管理及び専用水道・簡易専用水道・飲用井戸監督）」、「災害対策等」の5分野に分かれる。

■ 「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 27 年 1 月 30 日閣議決定）に基づき権限移譲の対象とされた事務

- ・ 水道事業の認可（6 条 1 項）
- ・ 水道事業の認可に係る附款（9 条 1 項）
- ・ 水道事業の変更に係る認可、附款及び届出（10 条 1 項から 3 項（2 項において準用する 9 条 1 項を含む。））
- ・ 水道事業の休止又は廃止に係る許可及び届出（11 条）
- ・ 水道用水供給事業の休止又は廃止に係る許可及び届出（31 条において準用する 11 条）
- ・ 水道事業に係る給水開始前の届出（13 条 1 項）
- ・ 水道用水供給事業に係る給水開始前の届出（31 条において準用する 13 条 1 項）
- ・ 水道事業に係る料金変更の届出及び供給条件の変更の認可（14 条 5 項及び 6 項）
- ・ 水道事業に係る業務委託の届出（24 条の 3 第 2 項）
- ・ 水道用水供給事業に係る業務委託の届出（31 条において準用する 24 条の 3 第 2 項）
- ・ 水道用水供給事業の認可（26 条）
- ・ 水道用水供給事業の認可に係る附款（29 条 1 項）
- ・ 水道用水供給事業の変更に係る認可、附款及び届出（30 条 1 項から 3 項（2 項において準用する 29 条 1 項を含む。））
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る認可の取消し（35 条）
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る改善の指示等（36 条 1 項及び 2 項）
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る給水停止命令（37 条）
- ・ 水道事業に係る供給条件の変更の認可の申請命令（38 条）
- ・ 水道事業及び水道用水供給事業に係る報告徴収及び立入検査（39 条 1 項）
- ・ 二以上の水道事業者間若しくは二以上の水道用水供給事業者間又は水道事業者と水道用水供給事業者との間における合理化の勧告（当該水道事業者又は水道用水供給事業者に係る管轄都道府県知事が二以上である場合を除く。）（41 条）
- ・ 水道事業に係る地方公共団体（都道府県が当事者である場合を除く。）による買収の認可及び裁定（42 条 1 項及び 3 項）